

調布市下水道事業経営戦略
改定検討に係る専門委員会

第3回

経営課題の解決に向けた
下水道使用料算定の考え方
及び
下水道使用料水準のあり方

～ 目次 ～

1 前回振返り

- (1) 第1回委員会で提示された検討課題について検討
- (2) 委員からの指摘と市の見解

2 本日の検討事項の確認

3 使用料算定の考え方

- (1) 独立採算制の原則
- (2) 経費負担区分
 - ① 雨水公費・汚水私費の原則
 - ② 費用と財源の関係
- (3) 使用料対象経費の算定
 - ① 使用料算定期間の設定
 - ② 使用料対象経費の算定

4 使用料水準のあり方

- (1) 資産維持費を計上しない場合
- (2) 資産維持費を「取得価格の<1.9倍>」計上した場合
- (3) 資産維持費を「目標値に対する不足分」計上した場合

5 使用料算定の考え方のまとめ

6 次回委員会の予定

1 前回振返り

(1) 第1回委員会で提示された検討課題について検討

【検討課題】

- ・ 増大する建設改良(老朽化・劣化対策, 浸水対策, 地震対策)需要に対する財源確保
- ・ 下水道事業収入の根幹となる下水道使用料水準の改善, 経費回収率の改善
- ・ 中長期(30年間)にわたり安定的に事業運営するための現預金残高の確保

① 経費縮減の取組

- ・ 管路の劣化状況を踏まえたストックマネジメント計画に基づく事業費の縮減及び平準化
- ・ 仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化による維持管理費等の縮減
- ・ 包括的民間委託による業務効率化等の推進 等

② 現預金残高確保の取組

- ・ 資本費平準化債の活用による現預金の確保
- ・ 補助金, 一般会計繰出金等の確保
- ・ 下水道使用料の改定

③ 財務シミュレーションの実施

目標値(基準値)を設定

計画期間最終年(R16)に以下の数値を達成

- ・ 経費回収率 100%
- ・ 経常収支比率 100%
- ・ 現預金残高 18億円 (使用料収入1年分)

・<成行き>シミュレーション

- ・ 現在の使用料水準では事業経営の継続は難しい。
→令和14年度に現金が枯渇

・<目標達成>シミュレーション

- ・ 使用料改定 24% で目標値を達成できる。
(30年後も目標値を満足させるには, 5年ごとに8%の使用料改定が必要)

(2) 委員からの指摘と市の見解

詳細は, 「資料3」のとおり

2 本日の検討事項の確認

○ 使用料算定の考え方

- (1) 独立採算制の原則
- (2) 経費負担区分
- (3) 使用料対象経費の算定

○ 使用料水準のあり方

- (1) 資産維持費を計上しない場合
- (2) 資産維持費を「取得価格の<1.9倍>」計上した場合
- (3) 資産維持費を「目標値に対する不足分」計上した場合

<次回予定>

- ・令和5年度決算報告
- ・令和5年度決算を踏まえた財務シミュレーション
- ・令和5年度決算を踏まえた使用料水準のあり方

3 使用料算定の考え方

(1) 独立採算制の原則

下水道事業は公営企業であり、その経営に必要な費用は原則として、経営に伴う収入で賄うこととする「独立採算制の原則」が適用されています。

地方財政法

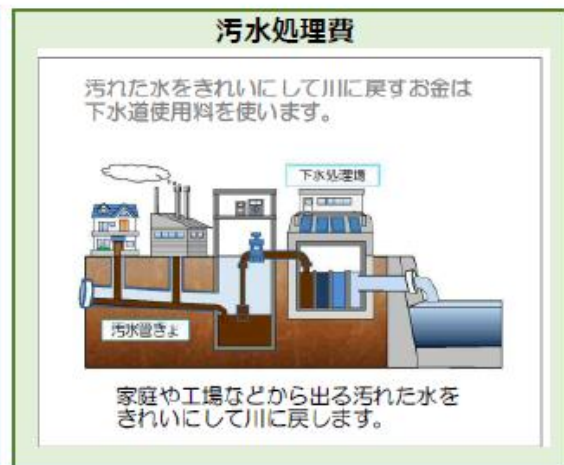
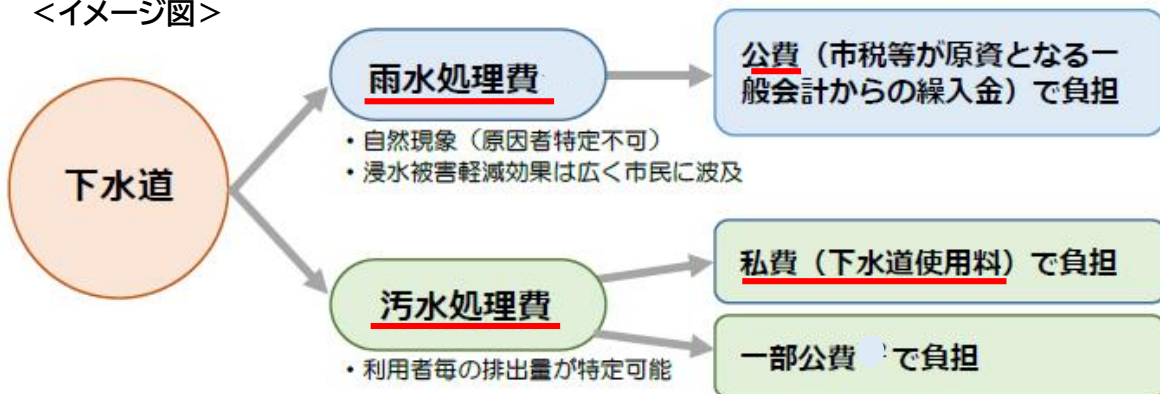
(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(2) 経費負担区分

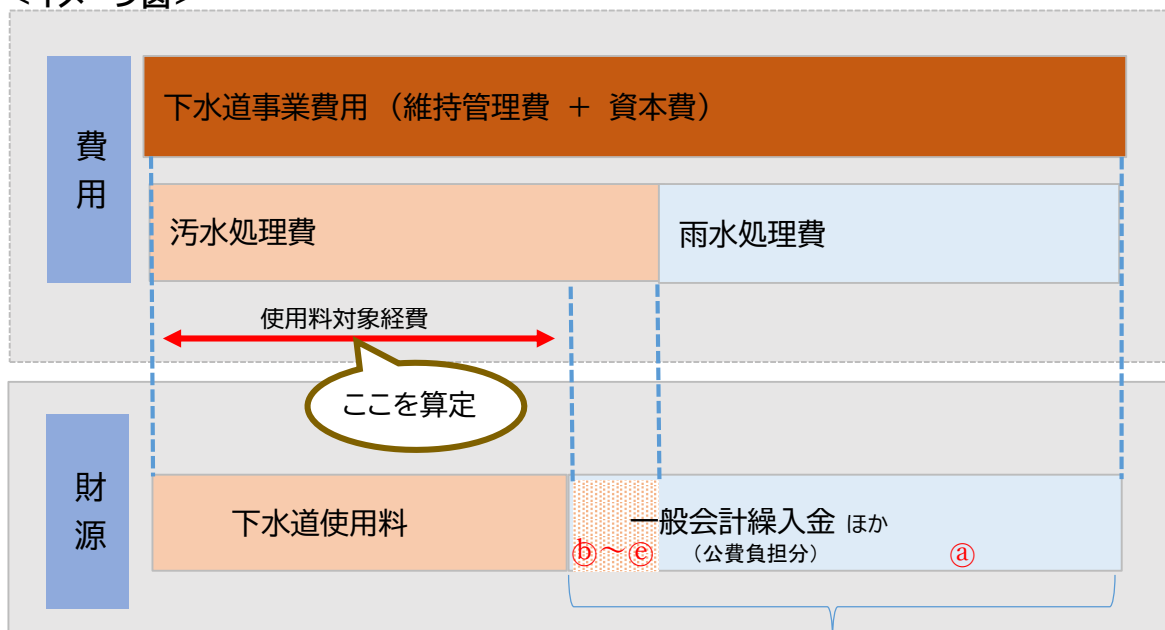
① 雨水公費・汚水私費の原則

<イメージ図>



② 費用と財源の関係

<イメージ図>



国から通知される「繰出基準」に基づき繰入

国から通知される「繰出基準」とは

一般会計が公営企業会計に対して本来負担すべき経費について国が示す基本的な考え方で、毎年度、総務省から通知されます。下水道事業においては、主に次の経費が該当します。

【一般会計繰入金の主な内容】

<雨水処理費>

㊦雨水処理に要する経費

<汚水処理費>

㊦流域下水道の建設に要する経費

㊦高度処理に要する経費

㊦水質規制に関する事務に要する経費

㊦脱炭素化の取組に要する経費

(3) 使用料対象経費の算定

① 使用料算定期間の設定

使用料対象経費の算定にあたっては、長期にわたる経営予測は困難であるため、算定期間は経営戦略の改定にあわせて5年間とします。

※国土交通省からは「5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行う」こと。また総務省からは、経営戦略は「3～5年毎に改定すること」を求められています。(参考1)

【経営戦略改定及び算定期間（イメージ）】



※使用料改定を行う場合は、改定作業等に1年程度要するものと仮定して、算定期間は、経営戦略の改定時期から1年ずらして設定しています。

② 使用料対象経費の算定

算定期間(R8~R12)となる5年分の使用料対象経費を算定するため原価計算を行います。算定にあたっては第2回委員会の<成行き>シミュレーションの数値を用いています。

原価計算表 (概略版) ※総務省様式(参考4)を一部変更

【収入の部】

(単位:千円)

項目	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使用料	8,622,749		8,622,749
その他	11,103,831		11,103,831
合計	19,726,580		19,726,580

「<成行き>シミュレーション」の値

使用料収入

【支出の部】

「<成行き>シミュレーション」の値

「一般会計繰入金」の値

下水道使用料で賄う経費
※次ページ「ア」

項目		投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
維持管理費	管渠費			
	修繕費	972,297	485,069	487,228
	材料費	23,656	8,233	15,423
	路面復旧費	49,632	24,760	24,872
	委託料	851,790	400,824	450,966
その他	61,283	51,086	10,197	
小計		1,958,658	969,972	988,686
一般管理費	人件費			
	給料	328,085	122,047	206,038
	諸手当	165,945	61,731	104,214
	福利費	94,870	35,292	59,578
	流域下水道負担金	7,767,695	3,032,725	4,734,970
	委託料	1,741,515	1,034	1,740,481
その他	177,511	62,421	115,090	
小計		10,275,621	3,315,250	6,960,371
中計		12,234,279	4,285,222	7,949,057
資本費	支払利息	799,235	384,710	414,525
	減価償却費	4,375,077	1,965,729	2,409,348
中計		5,174,312	2,350,439	2,823,873
合計(Y)		17,408,591	6,635,661	10,772,930

「長期前受金戻入」
控除後の値
※次ページ「イ」

維持管理費+資本費(Y)

P12~15

資産維持費 (Z)

0 資産維持費 (Z)

使用料対象経費 (Y+Z)

10,772,930

使用料対象経費 (Y+Z)

使用料対象経費(Y+Z) = 「維持管理費+資本費」(Y) + 資産維持費(Z)

原価計算表(概略版)の注釈

ア 使用料対象収支の算定にあたっては、雨水・汚水の区分が必要となる。調布市においては合流管比率が92.6%(令和4年度決算値)と極めて高い水準となっていることから雨水・汚水処理費の区分が複雑になっている。具体的な区分方法は国の定める基準を参考に算定している。(参考2, 3)

※「合流式の下水道の場合は、雨水処理費と汚水処理費を区分する作業は、そうたやすいことではない」(下水道事業経営研究会編『下水道経営ハンドブック』)。

イ 「国庫補助金等(汚水に係るものに限る。)に係る長期前受金戻入相当額については、使用料対象経費の算定に当たり減価償却費から控除するものとする。」「(下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(以下、「基本的考え方」という。))とされているが、受益者負担金、都道府県補助金、一般会計繰入金等については、自治体の判断に委ねられている。

【調布市の判断基準】 将来の改築・更新時には、現有資産と同様の財源の確保が困難と想定され、自己資金(借入を含む)で改築・更新せざるを得ない場合には、減価償却費から長期前受金戻入を「控除しない」(経費に算入する)こととする。

	内訳	「基本的考え方」	調布市	
長期前受金戻入	国庫補助金	控除する (経費不算入)	控除する (経費不算入)	「基本的考え方」に基づく
	都補助金	自治体の判断	控除する (経費不算入)	「国庫補助金」に準ずる
	一般会計繰入金		控除する (経費不算入)	繰出基準に基づく
	受益者負担金		控除しない (経費算入)	改築時に徴収予定なし
	受贈財産評価額		控除しない (経費算入)	市が受贈した資産を改築する際の財源は、市の負担となるため

4 使用料水準のあり方

「3(3)②」で求めた<維持管理費+資本費>の算定結果を踏まえた上で、次のとおり使用料水準について、3つのパターンを検討しました。算定結果は下表のとおりです。

<算定結果>

	パターン	経常収支比率/経費回収率/現預金残高		<参考> 改定率
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 使用料対象経費 = 維持管理費 + 資本費 資産維持費を計上しない </div>	経常収支比率	106.4%	25%
		経費回収率	106.5%	
		現預金残高	16.6億円	
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 使用料対象経費 = 維持管理費 + 資本費 + 資産維持費 資産維持費を「取得価格の<1.9倍>」計上 ※「下水道使用料算定の基本的考え方」の算定例 </div>	経常収支比率	109.6%	32%
		経費回収率	112.5%	
		現預金残高	28.5億円	
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 使用料対象経費 = 維持管理費 + 資本費 + 資産維持費 資産維持費を「目標値に対する不足分」計上 </div>	経常収支比率	106.9%	26%
		経費回収率	107.4%	
		現預金残高	19.3億円	

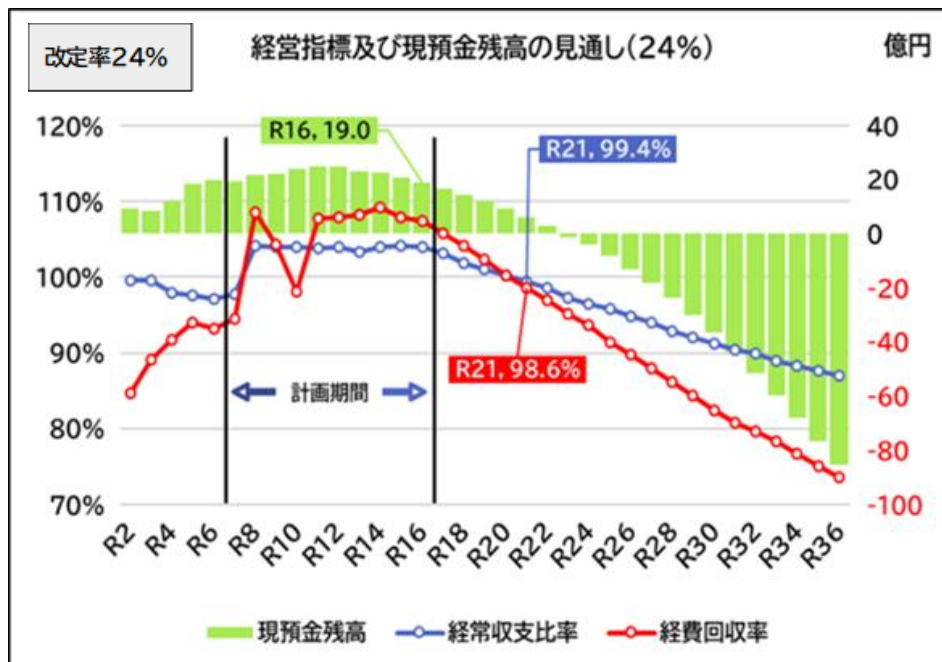
算定方法については、P10以降のとおりです。

<第2回委員会「<目標達成>シミュレーション」結果>

前回第2回委員会では、計画期間最終年度となる令和16年度における目標値を設定した上で、シミュレーションを実施しました(<目標達成>シミュレーション)。

目標値	結果
・経常収支比率 100%	・経常収支比率 104.0%
・経費回収率 100%	・経費回収率 107.4%
・現預金残高 18億円 (使用料1年分)	・現預金残高 19億円
	・改定率 24%

<目標達成>シミュレーション



<今回第3回の検討パターンとの相違点>

- ・使用料算定期間を設定せず、30年間の中長期の視点で算定している。
- ・原価計算表(7ページ)の考え方を採用していない。
- ・資産維持費を考慮していない。

(1) 資産維持費を計上しない場合

$$\cdot (\text{維持管理費} + \text{資本費}) - \text{使用料収入} = \text{使用料不足額}$$

$$\cdot (\text{使用料不足額} \div \text{使用料収入}) \times 100 = \text{改定率}$$

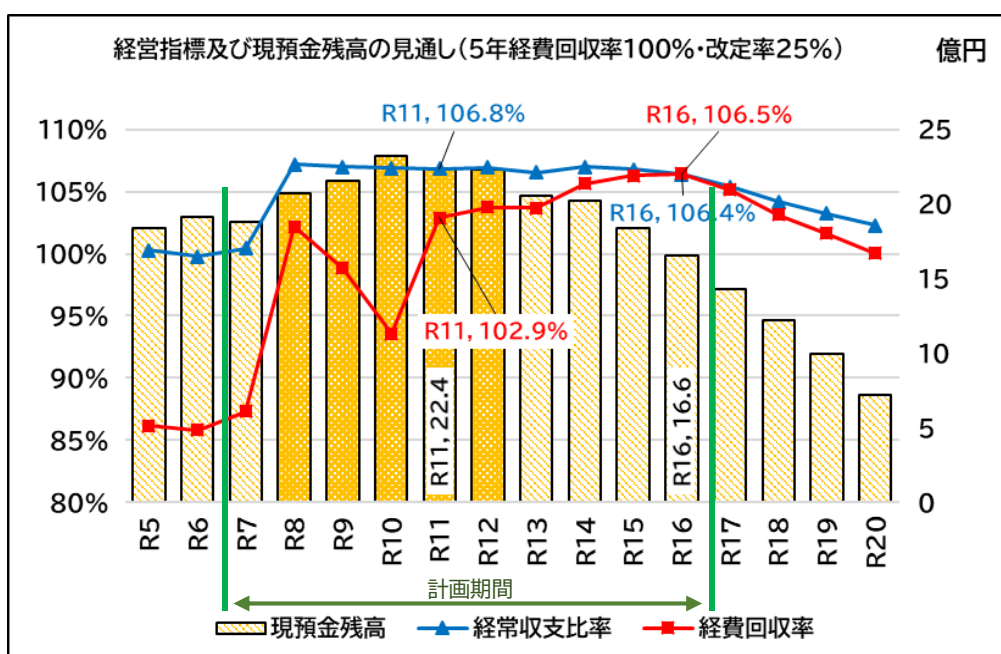
① 算定式

$$\cdot \text{支出}(\text{「維持管理費} + \text{資本費}」) 10,772,930 \text{ 千円} - \text{収入}(\text{「使用料}」) 8,622,749 \text{ 千円} \\ = \text{使用料不足額 } 2,150,181 \text{ 千円}$$

$$\cdot \text{使用料不足額 } 2,150,181 \text{ 千円} \div \text{収入}(\text{使用料}) 8,622,749 \text{ 千円} \\ = 24.9\% \quad \hat{=} \text{改定率 } 25\%$$

② 財務シミュレーション結果

改定率25%でシミュレーションを行った場合、計画期間最終年の目標値は次のとおりです。



項目	目標値	令和16年度
経常収支比率	100%以上	106.4%
経費回収率	100%以上	106.5%
現預金残高	18億円	16.6 億円

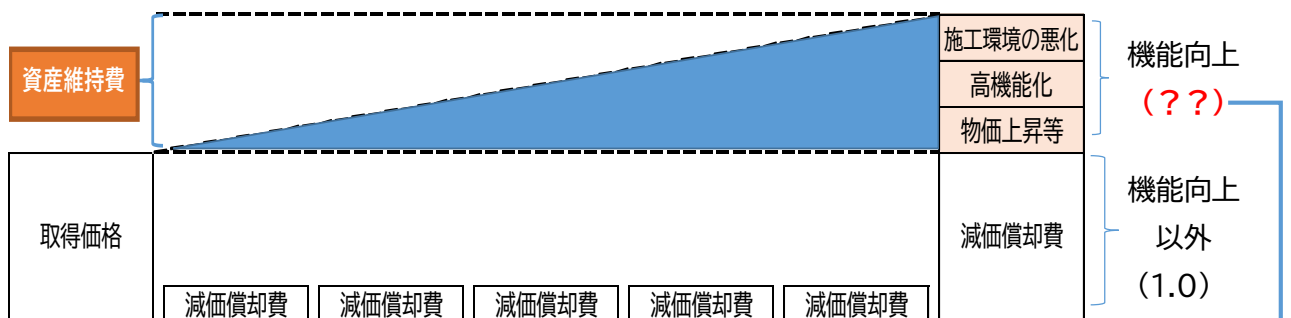
- ・算定期間(5年間)における「維持管理費+資本費」を充足する使用料収入となる。
- ・改定率は、第2回委員会で実施した<目標達成>シミュレーションの算定結果「24%」の近似値となる。

(2) 資産維持費を「取得価格の<1.9倍>」計上した場合

$$\begin{aligned} &\bullet (\text{維持管理費} + \text{資本費}) + \text{資産維持費} - \text{使用料収入} = \text{使用料不足額} \\ &\hspace{10em} \small{\text{※取得価格 1.9倍}} \\ &\bullet (\text{使用料不足額} \div \text{使用料収入}) \times 100 = \text{改定率} \end{aligned}$$

① 資産維持費とは

資産維持費とは、「将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定するもの」(「基本的考え方」とされています。

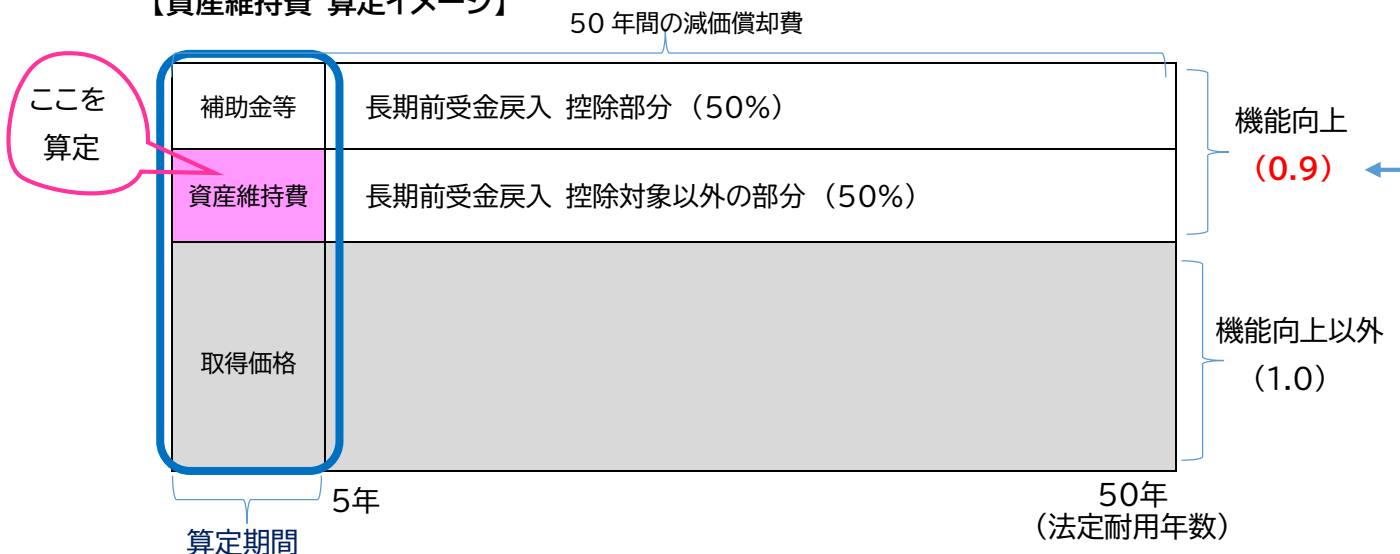


② 算定方法

資産維持費の割合については、国等から具体的な数値が示されていないことから、「基本的考え方」で例示されている、改築対象施設の新設当時の実質工事額と比較して、機能向上等により「1.9倍」増加したという仮定に基づき算定しました。

なお、当算定例においては、改築資産の取得価額の50%に補助金等を充てたものと仮定しています。

【資産維持費 算定イメージ】



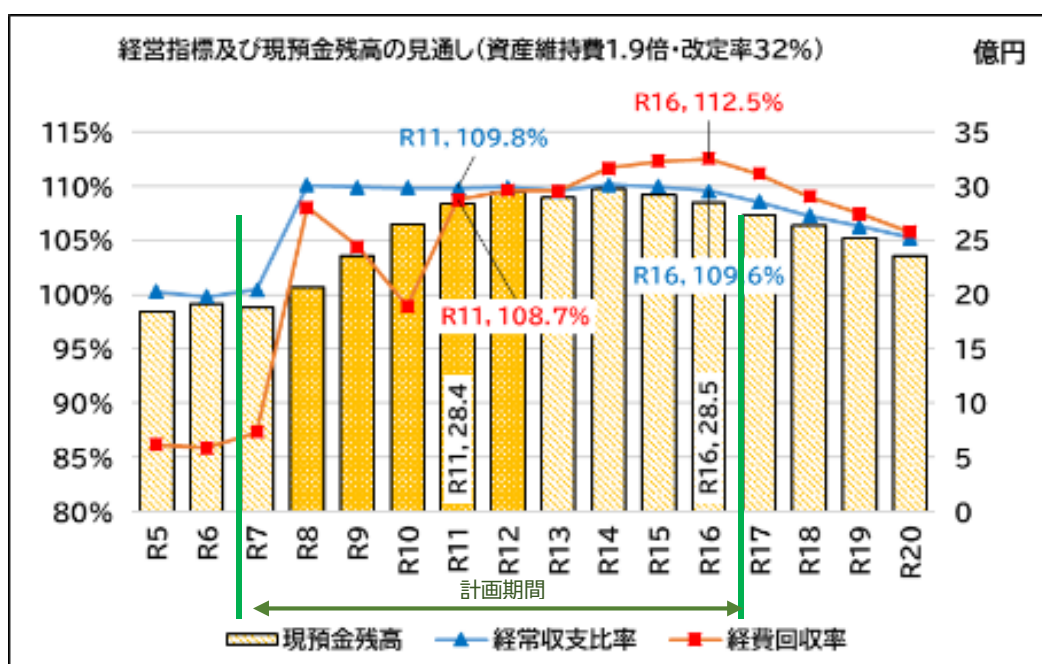
③ 資産維持費の算定

- ア 下水道事業全体に係る今後50年間の改築計画により見込まれる減価償却費
64,842,675 千円
- イ 新設当時と比較して90%相当の機能向上があるとの推計に基づき,その部分を抜き出す
 $ア \times 90/190 = 30,714,951$ 千円
- ウ 長期前受金戻入が50%あるとして,その部分を除く
 $イ \times (100\% - 50\%) = 15,357,476$ 千円
- エ ウを50年で平準化して回収する。
 $ウ \div 50 = 307,150$ 千円
- オ エの5年分を使用料算定期間中の資産維持費とする
 $エ \times 5 = 1,535,748$ 千円
- カ オの汚水相当分を算定
 $オ \times 40\% = 614,300$ 千円 (資産維持費)

④ 使用料改定率の算定

- (「維持管理費+資本費」10,772,930 千円 + 資産維持費 614,300千円)
- 使用料 8,622,749千円 = 不足額 2,764,481 千円
- 不足額 2,764,481 千円 \div 収入(使用料) 8,622,749千円
 $= 32.1\% \approx$ 改定率 32%

⑤ 財務シミュレーション結果



項目	目標値	令和16年度
経常収支比率	100%以上	109.6%
経費回収率	100%以上	112.5%
現預金残高	18億円	28.5億円

- ・改定率は、パターン(1)に対して「+7%」。前回第2回の<目標達成>シミュレーション値(24%)に対しては「+8%」となった。
- ・また、取得価格の「1.9倍」とする根拠もあいまいである。

(3) 資産維持費を「目標値に対する不足分」計上した場合

- ・現預金残高の目標値を達成する改定率を算出
- ・(目標値を満たす)使用料収入 - <維持管理費+資本費> = **資産維持費**
※目標値不足分

① 使用料改定率の算定

まず、現預金残高の目標値(18億円)を達成する改定率を「財務シミュレーション(投資・財政計画)」(参考5)により算定します。そして、目標とする使用料収入を計算して、<維持管理費+資本費>との差額を資産維持費とします。

※この算定方法によって求められた資産維持費は、12ページで説明した本来の資産維持費の考え方とは異なりますが、必要とされる現預金残高を確保するにあたっては有用な算定方法であるとの判断から、前述のパターン2と同様に資産維持費として扱っています。

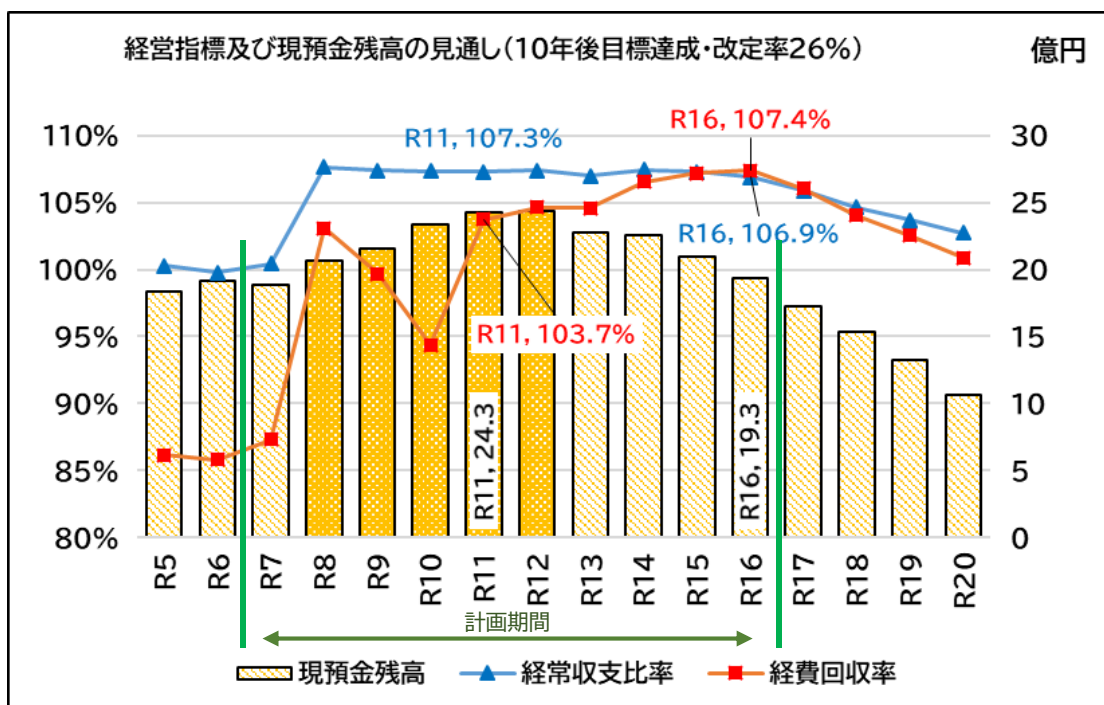
ア 前述の使用料対象経費を反映した「財務シミュレーション(投資・財政計画)」(「参考5」)から、算定期間5年分の「改定率」そして「使用料収入の総額(目標値)」を算定する。

- ・「改定率」26.1% ÷ **26%**
- ・「使用料収入の総額(目標値)」10,874,181 千円

イ 資産維持費 = 「使用料収入の総額(目標値)」10,874,181 千円
 - 維持管理費 + 資本費 10,772,930 千円 = 101,251 千円

② 財務シミュレーション結果

目標値に対する不足額を資産維持費とする考え方で計算すると、改定率は26%となりました。



項目	目標値	令和16年度
経常収支比率	100%以上	106.9%
経費回収率	100%以上	107.4%
現預金残高	18億円	19.3億円

- ・計画期間最終年(R16)時点で、目標とする現預金を確保できる。
- ・改定率は、資産維持費を計上しないパターン(1)の近似値となった。

5 使用料算定の考え方のまとめ

使用料対象経費を計算の上、資産維持費の妥当な算定方法について検討してきました。その結果をまとめると次のとおりです。

	パターン	経常収支比率 /経費回収率 /現預金残高	考察
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 使用料対象経費 = 維持管理費 + 資本費 </div> 資産維持費を計上しない	106.4%	・算定期間5年間における「維持管理費+資本費」を充足する使用料収入となる。 ・改定率は25%となり、第2回で実施した<目標達成シミュレーション>結果の改定率 24%の近似値となる。
		106.5%	
		16.6億円	
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 使用料対象経費 = 維持管理費 + 資本費 + 資産維持費 </div> 資産維持費を「取得価格の 1.9倍」計上 ※「下水道使用料算定の基本的考え方」の算定例	109.6%	・改定率は32%となり、パターン(1)に対して「+7%」、(3)に対して「+6%」の改定率となる。 ・取得価格「1.9倍」の根拠もあいまいである。
		112.5%	
		28.5億円	
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 使用料対象経費 = 維持管理費 + 資本費 + 資産維持費 </div> 資産維持費を「目標値に対する不足分」計上	106.9%	・計画期間最終年(R16)時点で、目標とする現預金(18億円)を確保できる。 ・改定率は26%となり、資産維持費を計上しないパターン(1)とも近似値となる。
		107.4%	
		19.3億円	

6 次回委員会の予定

(1) 日程

令和6年7月下旬ごろを予定

(2) 予定議題

- ・令和5年度決算報告
- ・令和5年度決算を踏まえた財務シミュレーション
- ・令和5年度決算を踏まえた使用料水準のあり方

<参考1> 国からの主な通知

		通知		要点
令和元年度	3月	国土交通省	「社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件等の運用について」	少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していることを令和7年度以降の国費交付要件とする。
令和3年度	1月	総務省	「「経営戦略」の改定推進について」	① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映 ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映 ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映 ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討 ⑤ ①～④の事項を情勢変化に合わせた的確に反映できるように、経営戦略は「3～5年毎に改定すること」

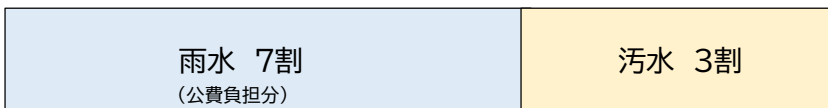
<参考2> 「公共下水道事業繰出金の運用について」(昭和56年6月自治省財政局準公営企業室長通知)
で示された雨水・汚水経費区分基準

「公共下水道事業繰出金の運用について」の「雨水・汚水経費区分基準」(昭和56年6月自治省財政局準公営企業室長通知)の考え方及び平成18年度における地方財政措置の見直しに基づき、参考3のとおり算定している。

※平成18年度以降の下水道事業に対する地方財政措置の変更において、合流式下水道の負担率は、雨水:汚水=6:4とされている。

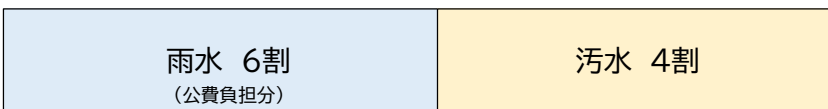
「合流式下水道の資本費に係る負担率の見直し」

昭和56年度



地方財政措置の見直しにより負担率に変更

平成18年度



公共下水道事業繰出金の運用について

昭和56年6月5日自治準企第153号
各都道府県総務部長・各指定都市財政担当
局長宛
自治省財政局準公営企業室長通知

公共下水道事業会計に対する一般会計からの繰出金については、別途「地方公営企業繰出金について」の一部改正について（昭和56年6月5日付自治企一第60号自治省財政局長通知）により通知されたところであるが、その具体的な運用に当たっては下記の事項に留意し、その適正を期されたい。

なお、管下市町村に対してもこの旨連絡のうえ、適切な指導を願いたい。

記

- 1 「地方公営企業繰出金について」の一部改正について（昭和56年6月5日付自治企一第60号自治省財政局長通知）により通知された公共下水道事業会計に対する一般会計からの繰出金の算定基準（以下「今回の繰出基準」という。）は、公共下水道事業について定められたものであり、流域下水道事業に係る繰出基準については追って通知する予定であること。
2 今回の繰出基準は、法非適用企業についても適用されるものであること。
3 今回の繰出基準に基づき速やかに公共下水道事業会計に対する一般会計からの繰出金の具体的な算定方法（金額）を定め、公共下水道事業会計と一般会計との経費負担区分の適正化を図ること。
4 今回の繰出基準に基づく経費の算定に当たっては、公共下水道事業に係る総経費の中から、まず、「公共下水道に排除される下水規制に関する事務に要する経費」及び「水洗便所に係る改造成命等に関する事務に要する経費」の算定の基礎となる経費を控除し、残りの経費について「雨水処理に要する経費」を算定すること。
5 「雨水処理に要する経費」の具体的な算定方法（金額）を定めるに当たっては、次の事項に留意すること。
(1) 「雨水処理に要する経費」は、別紙「雨水・汚水経費区分基準」に基づき算定すること。
ただし、管渠、ポンプ場、処理場等の各施設の機能及び構造等からより実態に即した基準を設けることができる場合は、それによって雨水処理に要する経費を算定することも差し支えないこと。
(2) 従来、雨水処理に要する経費と汚水処理に要する経費の区分を一定比率（例えば、

(ロ) ポンプ場

雨水用と汚水用に区分することができるポンプは各々その額とし、雨水と汚水に共用のポンプは当該ポンプに係る雨水と汚水の計画揚水量の割合で区分する。

また、ポンプ操作設備及び上屋等の雨水ポンプと汚水ポンプに共通の施設は各施設の実態に応じ、雨水ポンプ又は汚水ポンプの設置面積の割合、建設費の割合又は揚水能力の割合によって区分する。

(ハ) 処理場

処理場内の施設のうちその機能が雨水用又は汚水用に特定されているものは各々その額とし、沈砂池及び第1沈でん池等雨水と汚水に共用の施設は当該施設に係る雨水と汚水の計画処理水量の割合で、管理棟及び倉庫等その機能が処理場全体に係るものは処理場内のそれ以外の施設に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合で区分する。

(ニ) その他の資産

その他の資産のうちその機能が雨水用又は汚水用に特定されているものは各々その額とし、その機能が特定されていないものは管渠、ポンプ場及び処理場に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合で区分する。

- ② 企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く。）及び企業債取扱諸費、資産減耗費（固定資産除却費に限る。）、固定資産売却損、繰延勘定償却（退職給付金償却を除く。）並びに用地費に係る元金償還金

管渠、ポンプ場、処理場及びその他の資産に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合で区分する。

(2) 維持管理費

(イ) 管渠

(a) 補修費は、管渠に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合で区分する。

(b) その他の経費は、管渠内ない植物の無機物と有機物の含有量の割合で区分し、前者を雨水処理に要する経費、後者を汚水処理に要する経費とする。

(ロ) ポンプ場

(a) 人件費は、その業務が雨水に係るものと汚水に係るものに区分することができるものは各々その人員に係る経費の額とし、区分することが困難なものは

資本費については雨水7対汚水3の割合、維持管理費については雨水3対汚水7の割合を用いて行ってきた事業であっても、速やかに上記(1)により経費区分の適正化を図ること。

- (3) 「雨水処理に要する経費」は、2以上の処理場、ポンプ及び管渠等を有する場合は各施設ごとにその実態に応じて算定することが望ましいが、各施設の実態が概ね同一であると考えられる場合は各施設に共通の雨水処理に要する経費の算定方法（金額）によることも差し支えないこと。
6 「公共下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費」の具体的な算定方法（金額）を定めるに当たっては、次の事項に留意すること。
(1) 「特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改修命令等に関する事務」とは、下水道法第11条の2、第12条の3から第12条の9まで、第37条の3、第38条及び第39条の2に規定する事務をいい、「排水設備等」とは、下水道法第13条に規定する排水設備、特定施設、除害施設その他の物件をいうこと。
(2) 「公共下水道に排除される下水規制に関する事務」には、下水道法に規定する事務のほか、下水道法及び同法に基づき制定された条例を根拠として行われる行政上の指導事務も含まれること。
7 「水洗便所に係る改造成命等に関する事務に要する経費」の具体的な算定方法（金額）を定めるに当たっては、次の事項に留意すること。
(1) 「水洗便所に係る改造成命等に関する事務」には、下水道法に規定する事務のほか水洗便所及び排水設備の整備の指導に関する事務も含まれること。
(2) くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対する資金の融通は、下水道法上公共下水道事業とは別個の市町村の事務であるから、その事務を公共下水道事業管理者に行わせる場合においても融通する資金は一般会計において措置されるべきものであり、当該措置は公共下水道事業会計と一般会計との経費の負担区分に基づくものではないこと。

雨水・汚水経費区分基準

1 合流式下水道の場合

(1) 資本費

① 減価償却費

(イ) 管渠

分流式で建設した場合における雨水管渠と汚水管渠の建設費を想定し、その割合で区分する。

は雨水に係るものと汚水に係るものの割合を1対1として区分する。

(b) 動力費は、雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額とし、区分することが困難なものは基本料金は雨水と汚水の計画揚水量の割合で、従量料金は雨水と汚水の揚水量の割合で区分する。

(c) 補修費は、ポンプ場に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合で区分する。

(d) その他の経費は、雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額とし、区分することが困難なものは雨水と汚水の揚水量の割合で区分する。

(ロ) 処理場

(a) 人件費は、その業務が雨水に係るものと汚水に係るものに区分することができるものは各々その人員に係る経費の額とし、区分することが困難なものはその実態に応じ雨水と汚水の計画処理水量等で区分する。

(b) 薬品費は、各施設ごとに雨水と汚水の水質及び処理水量を勘案して区分する。

(c) 動力費は、雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額とし、区分することが困難なものは基本料金は雨水と汚水の計画処理水量の割合で、従量料金は雨水と汚水の処理水量の割合で区分する。

(d) 補修費は、処理場に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合で区分する。

(e) その他の経費は、雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額とし、区分することが困難なものは処理場に係る人件費、薬品費、動力費及び補修費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合で区分する。

(ニ) その他の経費

その他の経費は、雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額とし、区分することが困難なものは管渠、ポンプ場及び処理場に係る維持管理費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合で区分する。

2 分流式下水道の場合

施設の機能が雨水処理用又は汚水処理用に特定されているものは各々当該施設に係る経費の割合で区分し、その機能が雨水処理と汚水処理に共通するものは合流式下水道の場合に準じて区分する。

(注) 法非適用企業については、資本費の範囲は企業債等元利償還金とする。

<参考3> 調布市の合流管における雨污水比率の区分方法

		R7	R8	R9	R10	R11	R35	R36
資本費	雨水負担割合	0.452	0.46	0.469	0.479	0.49	0.575	0.576
雨污水比率 *1	污水負担割合	0.548	0.54	0.531	0.521	0.51	0.425	0.424
維持管理費	雨水負担割合	0.348	0.348	0.348	0.348	0.348	0.348	0.348
雨污水比率 *2	污水負担割合	0.652	0.652	0.652	0.652	0.652	0.652	0.652
総係費	雨水負担割合	0.372	0.372	0.372	0.372	0.372	0.372	0.372
雨污水比率 *3	污水負担割合	0.628	0.628	0.628	0.628	0.628	0.628	0.628

*1 令和4年度決算における雨水負担割合42.7%を起点として公営企業会計移行前取得資産（合流分）の減価償却費の減少に比例して60%になるまで(R54年度)毎年上昇

*2 直近10年間の雨污水处理量の比率（加重平均）

*3 過去5年間の管渠費・ポンプ場費・流域下水道管理運営費の雨污水处理費の割合（加重平均）

*2・3については、シミュレーション上、R4 決算の雨污水比率を使用しているが、予算・決算においては、R7以降の雨污水比率を再計算する(5年間同一の割合を使用)

公営企業会計へ移行したことによる 資本費に対する一般会計繰入金への影響について

令和2年度に官庁会計から公営企業会計に移行したことにより、資本費の範囲が変更になりました。

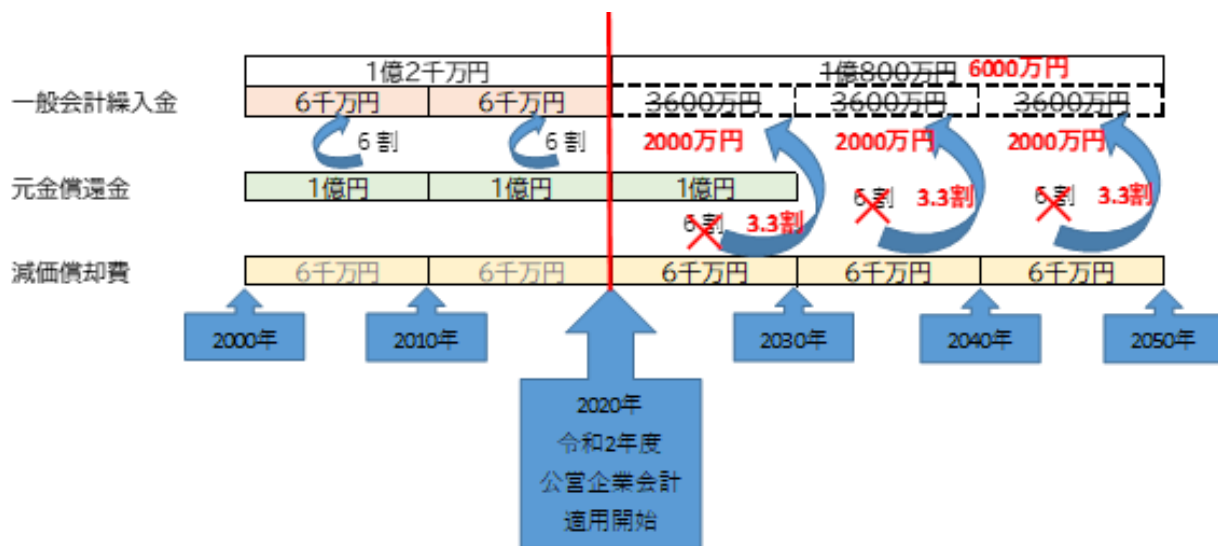
【官庁会計】 資本費 = 地方債元金償還金 + 地方債利息
 【公営企業会計】 資本費 = 減価償却費 + 企業債利息

これにより、地方債償還年限(30年)と減価償却期間(50年)に差があるため、下記の例のとおり、資本費に対する一般会計繰入金へ影響があります。そこで、公営企業会計移行前に取得した固定資産の耐用年数が経過するまでは、左記*1のとおり、雨水・汚水の負担割合を調整することにより、一般会計が負担すべき額を超えて繰出すことがないようにしています。

(例)

平成12年(2000年)度に管渠(合流管)を設置

- ・取得価格：3億円
- ・財 源：全額起債のうち、一般会計が負担する額1億8千万円(6割)
- ・償還年限：30年(便宜上、据置期間なしとする)
- ・減価償却：耐用年数50年 定額法(便宜上、残存価額なしとする。)



参考4 原価計算表

原価計算表

供用開始年月日 年 月 日
 処理区域内人口 人
 計算期間 自 年 月至 年 月
 (年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円	千円	千円	千円
				0
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他				0
合 計	0	0	0	0

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費			
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料			0
そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0
ポンプ場費	人件費			
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
委 託 料			0	
そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費			
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
委 託 料			0	
そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0
一般管理費	人件費			
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委 託 料			0
そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0
資本費	支 払 利 息			0
	減 価 償 却 費			0
	企 業 債 取 扱 諸 費			0
小 計	0	0	0	0
合 計 (Y)	0	0	0	0

資 産 維 持 費 (Z)
 使用料対象経費 (Y) + (Z)

20

0

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 =

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,872,656	3,407,963	3,393,200	3,371,844	3,357,776	3,341,600	3,334,429	3,303,945	3,288,337	3,274,215
	(1) 料 金 収 入	1,771,547	2,215,376	2,195,733	2,175,201	2,153,851	2,134,020	2,113,321	2,091,971	2,070,271	2,047,824
	(2) 受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	1,101,109	1,192,587	1,197,467	1,196,643	1,203,925	1,207,580	1,221,108	1,211,974	1,218,066	1,226,391
	2. 営 業 外 収 益	1,128,360	1,080,464	1,031,590	974,864	917,461	843,919	762,338	649,132	574,598	509,064
	(1) 補 助 金	31,934	31,934	31,934	31,934	31,934	31,934	31,934	31,934	31,934	31,934
	他 会 計 補 助 金	31,934	31,934	31,934	31,934	31,934	31,934	31,934	31,934	31,934	31,934
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,093,414	1,045,518	996,644	939,918	882,515	808,973	727,392	614,186	539,652	474,118
	(3) そ の 他	3,012	3,012	3,012	3,012	3,012	3,012	3,012	3,012	3,012	3,012
入 収 入 計 (C)	4,001,016	4,488,427	4,424,790	4,346,708	4,275,237	4,185,519	4,096,767	3,953,077	3,862,935	3,783,279	
支 出	1. 営 業 費 用	3,909,543	4,076,979	4,015,775	3,934,850	3,854,390	3,752,384	3,670,474	3,504,726	3,407,596	3,327,945
	(1) 職 員 給 与 費	117,780	117,780	117,780	117,780	117,780	117,780	117,780	117,780	117,780	117,780
	基 本 給 与 費	63,949	63,949	63,949	63,949	63,949	63,949	63,949	63,949	63,949	63,949
	退 職 給 付 費	53,831	53,831	53,831	53,831	53,831	53,831	53,831	53,831	53,831	53,831
	そ の 他	2,087,641	2,319,892	2,334,886	2,338,201	2,337,233	2,337,007	2,367,922	2,367,013	2,366,035	2,364,811
	(2) 経 費	1,172	1,279	1,390	1,504	1,543	1,583	1,623	1,663	1,704	1,745
	動 力 費	196,734	202,276	207,984	201,864	203,883	205,922	207,981	210,061	212,162	214,284
	修 繕 費	4,380	4,511	4,646	4,785	4,833	4,881	4,930	4,979	5,029	5,079
	材 料 費	1,885,355	2,111,826	2,120,866	2,130,048	2,126,974	2,124,621	2,153,388	2,150,310	2,147,140	2,143,703
	そ の 他	1,704,122	1,639,307	1,563,109	1,478,869	1,399,377	1,297,597	1,184,772	1,019,933	923,781	845,354
(3) 減 価 償 却 費	213,519	220,859	230,029	238,314	251,601	260,641	268,498	272,538	282,805	293,001	
2. 営 業 外 費 用	139,064	144,170	151,039	156,954	169,427	177,645	184,672	187,874	197,294	206,635	
(1) 支 払 利 息	74,455	76,689	78,990	81,360	82,174	82,996	83,826	84,664	85,511	86,366	
(2) そ の 他	4,123,062	4,297,838	4,245,804	4,173,164	4,105,991	4,013,025	3,938,972	3,777,264	3,690,401	3,620,946	
出 支 出 計 (D)	△ 122,047	190,589	178,986	173,544	169,246	172,494	157,795	175,813	172,534	162,333	
支 経 常 損 益 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	0	0	72,724	200,000	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	-72,724	-200,000	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	-122,047	190,589	106,262	-26,457	169,246	172,494	157,795	175,813	172,534	162,333	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	-438,405	-247,816	-141,555	-168,011	1,235	173,728	331,523	507,335	679,869	842,201	
流 動 資 産 (J)	2,033,123	2,258,488	2,339,555	2,523,480	2,609,453	2,615,309	2,456,640	2,436,446	2,276,354	2,106,587	
うち 現 金 預 金	1,881,512	2,069,891	2,152,595	2,338,231	2,425,983	2,433,492	2,276,548	2,258,133	2,099,849	1,931,953	
うち 未 収 金	151,611	188,597	186,960	185,249	183,470	181,817	180,092	178,313	176,505	174,634	
流 動 負 債 (K)	1,236,629	1,354,180	1,396,523	1,598,389	1,601,297	1,600,882	1,543,936	1,663,031	1,653,784	1,685,570	
うち 建設改良費分	506,557	541,767	580,907	619,172	670,976	715,024	756,268	789,747	777,375	806,056	
うち 一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち未払金(未払費用含む)	721,142	803,346	806,555	970,162	921,273	876,816	778,632	864,255	867,387	870,499	
累 積 欠 損 金 比 率 ((I)/(A)-(B) ×100)	15.26%	7.27%	4.17%	4.98%	0	0	0	0	0	0	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	2,872,656	3,407,963	3,393,200	3,371,844	3,357,776	3,341,600	3,334,429	3,303,945	3,288,337	3,274,215	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)											
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)											
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 務 の 規 模 (P)	2,872,656	3,407,963	3,393,200	3,371,844	3,357,776	3,341,600	3,334,429	3,303,945	3,288,337	3,274,215	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)											

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

参考5 投資・財政計画(資本的収支)

年 度 区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		資本的収支	1. 企業債	860,700	971,500	942,900	1,332,200	1,103,900	1,019,100	790,400	1,113,900
	うち資本費平準化債										
	2. 他会計出資金										
	3. 他会計補助金										
	4. 他会計負担金	56,336	58,026	59,767	61,560	62,175	62,797	63,425	64,059	64,700	65,347
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金	232,737	261,572	287,993	637,455	643,829	526,100	276,951	343,055	346,483	349,950
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金										
	9. その他										
	計 (A)	1,149,773	1,291,098	1,290,660	2,031,215	1,809,904	1,607,997	1,130,776	1,521,014	1,536,183	1,551,597
	(A)のうち翌年度入繰り 越される支出の財源充当 (B)										
	純計 (A)-(B) (C)	1,149,773	1,291,098	1,290,660	2,031,215	1,809,904	1,607,997	1,130,776	1,521,014	1,536,183	1,551,597
資本的支出	1. 建設改良費	1,190,275	1,331,682	1,331,272	2,071,629	1,850,373	1,648,516	1,171,314	1,561,420	1,576,634	1,592,003
	うち職員給与費	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	2. 企業債償還金	454,600	506,557	541,767	580,907	619,172	670,976	715,024	756,268	789,747	777,375
	3. 他会計長期借入金返還金										
	4. 他会計への支出金										
	5. その他										
	計 (D)	1,644,875	1,838,239	1,873,039	2,652,536	2,469,545	2,319,492	1,886,338	2,317,688	2,366,381	2,369,378
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額	(D)-(C) (E)	495,102	547,141	582,379	621,321	659,641	711,495	755,562	796,674	830,198	817,781
補填財源	1. 損益勘定留保資金	493,030	598,157	570,833	516,863	690,476	665,486	619,543	585,928	561,031	537,937
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	81,927	92,008	89,410	124,783	104,034	96,329	75,540	104,937	105,950	106,973
	計 (F)	574,957	690,165	660,243	641,646	794,510	761,815	695,083	690,865	666,981	644,910
補填財源不足額	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)											
企業債残高 (H)		10,777,362	11,242,305	11,643,439	12,394,732	12,879,460	13,227,585	13,302,961	13,660,593	13,995,845	14,354,770

○他会計繰入金

年 度 区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		収益的収支分	1,128,689	1,220,167	1,225,047	1,224,223	1,231,505	1,235,160	1,248,688	1,239,554	1,245,646
	うち基準内繰入金	1,128,689	1,220,167	1,225,047	1,224,223	1,231,505	1,235,160	1,248,688	1,239,554	1,245,646	1,253,971
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	56,336	58,026	59,767	61,560	62,175	62,797	63,425	64,059	64,700	65,347	
	うち基準内繰入金	56,336	58,026	59,767	61,560	62,175	62,797	63,425	64,059	64,700	65,347
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1,185,025	1,278,193	1,284,814	1,285,783	1,293,680	1,297,957	1,312,113	1,303,613	1,310,346	1,319,318